

工業・産業系市街地景観ゾーンの景観形成基準（建築物）

(「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」より抜粋)

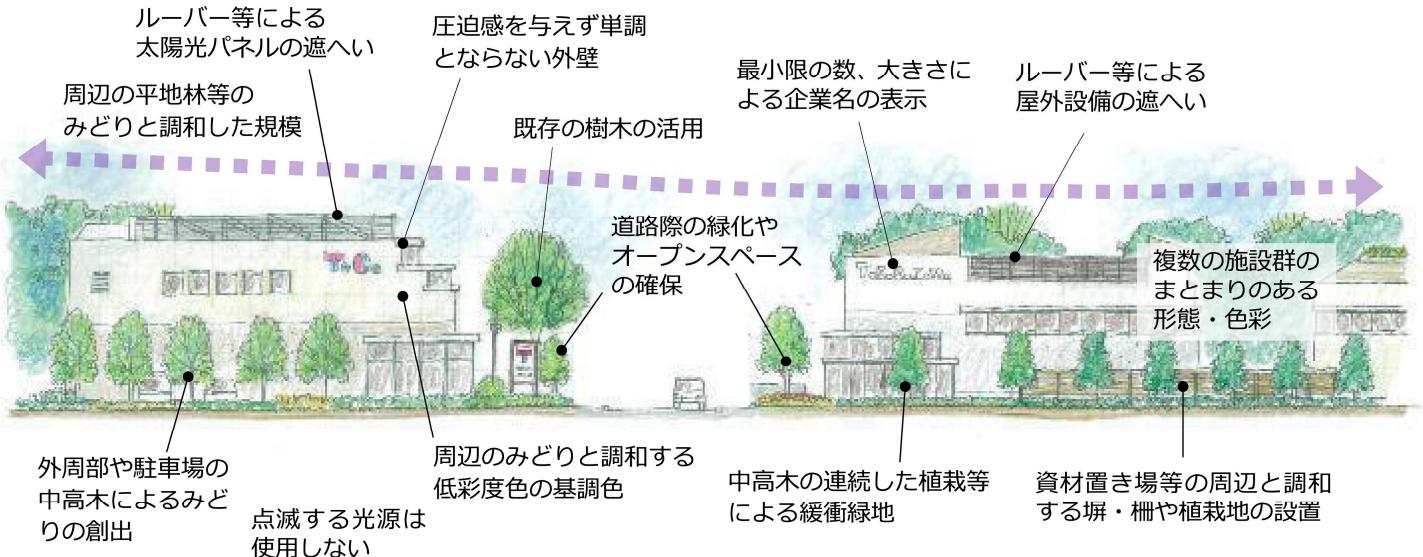
（1）配慮事項

配慮事項	
配置	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。<input type="checkbox"/> 壁面の位置の連續性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。<input type="checkbox"/> 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。
外壁・屋根等	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。<input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、光沢のある素材、反射する素材等の使用を避け、周辺のみどりと調和させる。<input type="checkbox"/> 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みやみどりとの連續性をつくる。<input type="checkbox"/> 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。<input type="checkbox"/> 工業・産業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。<input type="checkbox"/> 敷地内の資材置き場等の周囲には、周辺と調和する塀・柵や植栽の設置等により、調和を図るよう工夫する。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 壁面に表示する屋外広告物は、企業名の表示等、必要最小限の数・大きさとともに、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。<input type="checkbox"/> 独立して設置する屋外広告物は、必要最小限の大きさとし、広告面とともにポール等の工作物の色彩に配慮する。
照明	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 主要な部分は、極端な高明度及び低明度の色彩の使用を避けるとともに、彩度（鮮やかさ）を抑え、周囲のみどりと調和させる。<input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。<input type="checkbox"/> 周辺のみどりとなじみ、街並みと調和するよう、屋根や外壁、その他の工作物、舗装等は、穏やかなやすらぎの感じられる低彩度色とする。

※とことこ景観資源

所沢らしい良好な景観の形成に資する建築物、工作物、樹木、眺望や市民活動等について、市長が指定したもの

■景観づくりのイメージ



(2) 色彩基準

色彩基準（工業・産業系市街地景観ゾーン）				
項目	色 相	明 度	彩 度	
外壁等	基調色	0R (10RP) ~5.0Y	4 以上 8.5 以下	4 以下
		その他の有彩色	4 以上 8.5 以下	2 以下
		無彩色 (N)	4 以上 8.5 以下	—
	補助色	0R (10RP) ~5.0YR (5.0YR は含まない)	3 以上 8.5 未満の場合 8.5 以上の場合	4 以下 1.5 以下
		5.0YR~5.0Y	3 以上 8.5 未満の場合 8.5 以上の場合	6 以下 2 以下
		その他の有彩色	3 以上 8.5 未満の場合 8.5 以上の場合	2 以下 1 以下
		無彩色 (N)	3 以上 9 以下	—
	強調色	自 由		
	屋根	0YR (10R) ~5.0Y	6 以下	3 以下
		その他の有彩色		1 以下
		無彩色 (N)		—

■外壁等の色彩面積比の考え方

○基調色

外壁等の各面の 4 / 5 以上（着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を含む。）は、基調色の基準に適合した色彩とする。

○補助色

外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の 1 / 5 以下で、補助色の基準に適合した色彩とする。

○強調色

外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の 1 / 2 0 以下で、強調色を使用することができる。ただし、補助色との合計面積は、1 / 5 以下とする。

■屋根の色彩

建築物の屋根の色彩（陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。）を色彩基準の表のとおりとする。